

自転車と歩行者、互いの気づかいが安全に暮らせるまちをつくれます

都筑区では、自転車・歩行者の安全を確保して快適で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「グリーンマトリックスをいかした自転車・歩行者安全事業」に取り組んでいます。駅周辺の重点地区での自転車歩行者専用道路や緑道の安全対策にご協力ください。



自転車歩行者専用道路

※自転車歩行者専用道路とは、自転車及び歩行者の交通のために設けられた、独立した道路をいいます



とおりやすくなったね

とってもあるきやすい!



自転車はマークのあるところをゆっくりと



緑道



自転車と歩行者で混雑する緑道の様子 一般道路の自転車専用通行帯(水色のライン)



ルール・マナーを守って安全で快適なまちづくり

都筑区自転車・歩行者安全事業の一環として

駅の周辺などで、自転車の通行位置や通行方法(ゆっくり、押し歩きなど)を明示する看板やマークを設置しています。自転車通行のマナーとしてご理解ご協力をお願いいたします。

- 自転車は軽車両で、**車道走行が原則**
- 自転車歩行者専用道路は自転車も利用できますが、駅までの**推奨ルート**を設定
- 緑道は**迂回路がなく緑道通行が避けられない区間を、自転車通行可能な推奨ルートに設定**

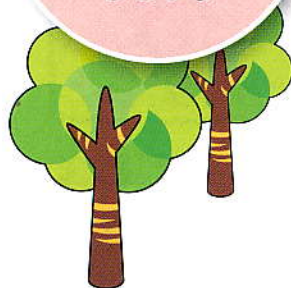
都筑区
自転車・歩行者安全
事業計画

新しい通行マナー

- 一般部**
 - 歩行者は、マーク部分以外を通行してください
 - 自転車は、マーク上をゆっくり*通行してください
- *時速6~8キロメートル程度以下の速さで、マーク部分を通行してください。(参考:歩行者の平均は時速4キロメートル)
- 押し歩き区間**
 - 「とまれ」「押し歩き」マークのあるところでは、自転車の一時停止や押し歩きをお願いします



あるときはマークのないところをあるきましょう



自転車安全利用5則

1

自転車は
車道が原則、
歩道は例外

2

車道は
左側を通行

3

歩道は
歩行者優先で、
車道寄りを徐行

4

安全
ルールを守る

5

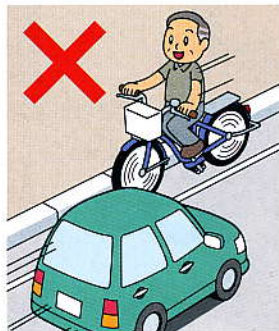
子どもは
ヘルメットを着用

市内の自転車交通事故の66%※に自転車の交通ルール違反がみられます。※平成26年中

自転車に乗るときは、自転車安全利用5則を守りましょう。

逆走はルール違反です▶

車道(自転車専用通行帯を含む)の逆走はできません。



自転車の道路交通法違反

携帯電話やスマート
フォンを操作しながら・
傘をさしながらの運転



イヤホンをした
状態での運転



一時停止違反



無灯火運転(夜間)



歩道での危険走行



警音器(ベル)の乱用



2人乗り



並進
(並んで走ること)



都筑区自転車・歩行者安全事業の詳細はホームページで [都筑区 自転車歩行者](#) [検索](#)

横浜市都筑土木事務所 (28年3月発行)

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 TEL:045-942-0606 FAX:045-942-0809